

株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務 勘定に係る債券の債務の承継についてのお知らせ

国際協力銀行債券及び株式会社日本政策金融公庫社債の債権者各位
株式会社日本政策金融公庫の国際部門である国際協力銀行は、
株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）に基づ
き、平成二十四年四月一日をもって株式会社日本政策金融公庫か
ら分離し、株式会社国際協力銀行として発足いたします。また、
同法に基づき、株式会社日本政策金融公庫の債券のうち国際協力
銀行業務勘定に係る債券の一切の債務は、同日付けで株式会社国
際協力銀行に承継されることとなります。

ついでには、平成十三年十月三十日以降、平成二十年九月三十日
までに発行され、償還期日が到来していないすべての国際協力銀
行債券に係る債務は、同法及び独立行政法人国際協力機構法の一
部を改正する法律（平成十八年法律第百号）の規定により、平成
二十四年四月一日以降、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人
国際協力機構が連帯して弁済の責めを負うこととなり、右記の国
際協力銀行債券の債権者は、株式会社国際協力銀行及び独立行政
法人国際協力機構の財産について一般担保権を有することになり
ますので、お知らせいたします。また、株式会社日本政策金融公
庫第三回、第七回、第十二回、第十七回社債（一般担保付）に係
る債務は、株式会社国際協力銀行法の規定により、平成二十四年
四月一日以降、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融
公庫が連帯して弁済の責めを負うこととなり、右記の株式会社日
本政策金融公庫社債の債権者は、株式会社国際協力銀行及び株式
会社日本政策金融公庫の財産について一般担保権を有することに
なりますので、お知らせいたします。

なお、承継後においても、右記の国際協力銀行債券及び株式會
社日本政策金融公庫社債の流通についての法的措置は従前のお
りですので、念のため申し添えます。

平成二十四年三月三十一日

東京都千代田区大手町一丁目九番三号

株式会社日本政策金融公庫

代表取締役総裁 安居 祥策